

1 管理課

(1) 精神障害者保健福祉手帳に関する事務

ア 承認者数・件数の現状

イ 審査方法の変化

ウ 制度改正

エ 今後の課題

(2) 自立支援医療(精神通院)支給認定に係る事務

ア 申請者数・件数の現状

イ 制度の複雑さ

ウ 今後の課題

(1) 精神障害者保健福祉手帳に関する事務

神奈川県精神保健福祉センターでは、神奈川県（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。以下同様）に居住している者に対する精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の審査及び交付事務を、平成14年度から行っている。

ア 承認件数、承認者数の現状

平成14年以前からも年々増加傾向を見せていたが、市町村へ窓口業務が移管され、制度がより身近に申請しやすくなったことや、精神医療、福祉をとりまく環境の変化などに色々な要因が重なり、承認件数、承認者数（注1、2）ともに大幅に増加している。

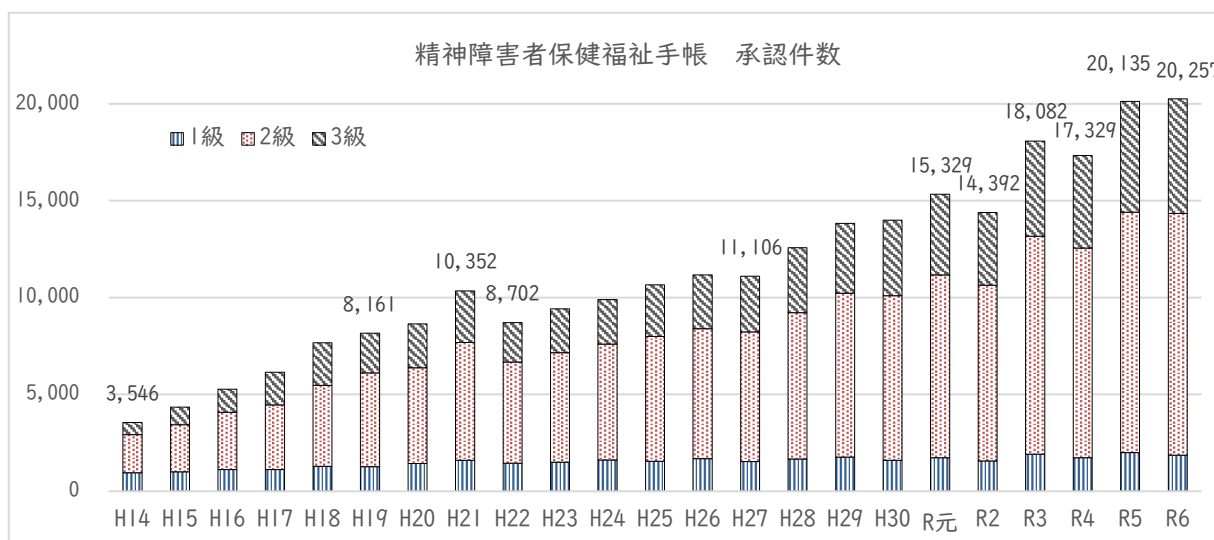
図1 精神障害者保健福祉手帳の承認件数の推移

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
1級	962	1,014	1,115	1,119	1,285	1,272	1,436	1,599	1,458	1,507	1,621	1,550
2級	1,970	2,422	2,960	3,337	4,192	4,847	4,939	6,079	5,210	5,647	5,987	6,447
3級	614	906	1,191	1,694	2,189	2,042	2,263	2,674	2,034	2,257	2,289	2,667
計	3,546	4,342	5,266	6,150	7,666	8,161	8,638	10,352	8,702	9,411	9,897	10,664

※相模原市が政令市移行

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	H22比	H26比
1級	1,679	1,544	1,666	1,763	1,596	1,742	1,563	1,917	1,742	1,995	1,859	127.5%	110.7%
2級	6,710	6,683	7,552	8,458	8,501	9,428	9,080	11,250	10,818	12,418	12,477	239.5%	185.9%
3級	2,788	2,879	3,355	3,608	3,901	4,159	3,749	4,915	4,769	5,722	5,921	291.1%	212.4%
計	11,177	11,106	12,573	13,829	13,998	15,329	14,392	18,082	17,329	20,135	20,257	232.8%	181.2%

※R2年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、更新猶予措置(=翌年度更新)あり



平成22年度に相模原市が政令指定都市となり、承認件数・承認者数ともに一時期減少したが、その後は一貫して増加傾向にある。図2のとおり、承認者件数は2級と3級の承認件数が増えており、全体の件数では、平成22年度比232.8%、10年前の平成26年度比でも181.2%の増である。

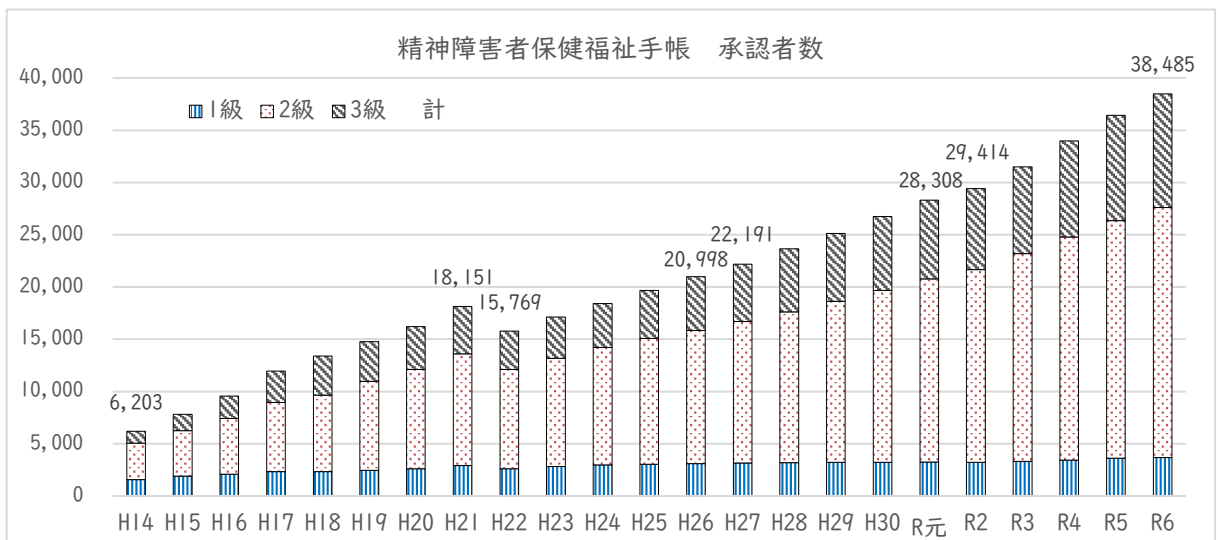
承認者数で見ても、平成22年度比で244.1%、10年前の平成26年度比でも183.3%で、高い伸びを示している。級別で見ると、平成22年度比では1級の141.5%に対して、2級251.7%、3級296.8%となり、特に2・3級の増加が目立つ。

図2 精神障害者保健福祉手帳の承認者数（各年度末現在）

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
1級	1,550	1,889	2,091	2,342	2,321	2,437	2,596	2,920	2,591	2,816	2,973	3,020
2級	3,495	4,348	5,336	6,601	7,316	8,543	9,510	10,680	9,514	10,368	11,231	12,055
3級	1,158	1,569	2,117	3,014	3,743	3,791	4,102	4,551	3,664	3,951	4,197	4,590
計	6,203	7,806	9,544	11,957	13,380	14,771	16,208	18,151	15,769	17,135	18,401	19,665

※相模原市が政令市移行

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	H22比	H26比
1級	3,108	3,162	3,197	3,233	3,206	3,257	3,233	3,325	3,447	3,615	3,666	141.5%	118.0%
2級	12,744	13,547	14,434	15,405	16,449	17,513	18,415	19,853	21,333	22,739	23,944	251.7%	187.9%
3級	5,146	5,482	6,032	6,498	7,084	7,538	7,766	8,319	9,191	10,066	10,875	296.8%	211.3%
計	20,998	22,191	23,663	25,136	26,739	28,308	29,414	31,497	33,971	36,420	38,485	244.1%	183.3%



(注1) 承認件数

当該年度中に承認された件数（新規承認、更新、再承認、等級変更、県外転入申請を含む）。不承認は含まない。

(注2) 承認者数

神奈川県内在住者（横浜市、川崎市、相模原市を除く）の精神保健福祉手帳の取得者数。

イ 審査方法の変化

○平成13年度以前

神奈川県精神保健福祉審議会

審査部会

委員数 4名

（精神保健指定医 4名）

開催数 月2回

1回あたりの手帳審査件数

平成13年度 約40件

○平成14年度以降

神奈川県精神保健福祉センター

手帳等判定会

委員数 5名（精神保健指定医 3名）

（社会福祉専門職 2名）

開催数 月2回（定例） 臨時もあり

1回あたりの手帳審査件数

平成16年度 約110件

平成27年度 約200～350件

<令和7年度>

委員数 8名（精神保健指定医 6名）

（社会福祉専門職 2名）

開催数 月2回（定例）他臨時あり

1回あたりの手帳審査件数

令和7年度 約500～600件

平成 13 年度以前は、神奈川県精神保健福祉審議会において、精神保健指定医 4 名が委員となり、手帳の審査がおこなわれていた。平成 14 年度以降、当所に手帳等判定会が設置され障害等級の判定機関となり、委員も精神保健指定医 3 名に福祉職 2 名が加わって計 5 名となった。これにより医療的側面に福祉的な観点が加わり、より日常生活や社会生活の状況を反映させた審査を行っている。その後、手帳の申請が増加する中、より適正な審査を行うため、複数委員による事前審査を経て、審議が必要と考えられる申請を判定会にかけける形式に変更し、現在に至っている。

ウ 制度改正

平成 31 年 3 月に改正された精神保健福祉法施行規則により、カード形式での手帳が定められたことを受け、令和 3 年 10 月から本県でもカード形式を導入し、紙形式とのいずれかを選択できるようにした。

平成 28 年 1 月からは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が一部施行され、手帳及び自立においてもマイナンバー制度が導入され、申請書などに個人番号を記載することとなった。これに伴い、本県においても書式の変更、制度の説明・周知を行った。

さらに、マイナポータル（個人向け行政サービスのオンライン窓口）により、取得できる自己情報として手帳の情報も対象となったが、これを活用した、民間事業者のスマートフォンアプリとマイナポータルとのシステム間連携が令和 2 年 6 月から開始され、このアプリの利用者は、自分の手帳の情報をスマホに取得し、鉄道事業者等に提示することが可能となった。

令和 7 年 4 月 1 日からは、東日本旅客鉄道株式会社等による精神障害者運賃割引制度が導入されている。この割引を受けるには、手帳に第一種精神障害者又は第二種精神障害者のいずれに該当するか区分を示す表記が必要となったことから、暫定的な措置として、市町村と調整の上、希望する場合は市町村窓口において、手帳にスタンプを押印する等の対応を行った。システム改修を行い、同年 5 月からは手帳そのものに印字している。

エ 今後の課題

手帳の事務においては、対象者のデータを管理し、手帳を発行するシステムが不可欠である。後述する自立支援医療（精神通院医療）支給認定事務（以下、「自立支援医療」という。）についても同様であるが、既存システムが導入から 25 年以上経過したため、令和 6 年度から新システムの開発を行った。令和 7 年度中に、既存システムからのデータ移行、新システムの運用開始を行う予定であり、円滑な移行を図ることが当面の課題である。

申請（承認者）数が、依然として増加し続けており、今後も減少する要素が見込まれないため、正確さと迅速さを担保しつつ、今後の申請（承認者）増加に対応できる体制の構築・業務の効率化を図る必要があり、大きな課題である。

(2) 自立支援医療（精神通院医療）支給認定に関する事務

病院または診療所へ入院しないで行われる精神疾患の医療を受ける場合において、その治療に要する費用の負担軽減・適正な医療の普及を目的として、障害者自立支援法に基づき、当所では平成 18 年度から自立支援医療（精神通院医療）支給認定事務（以下、「自立支援医療」という。）を行っている。

ア 申請者数・件数の現状

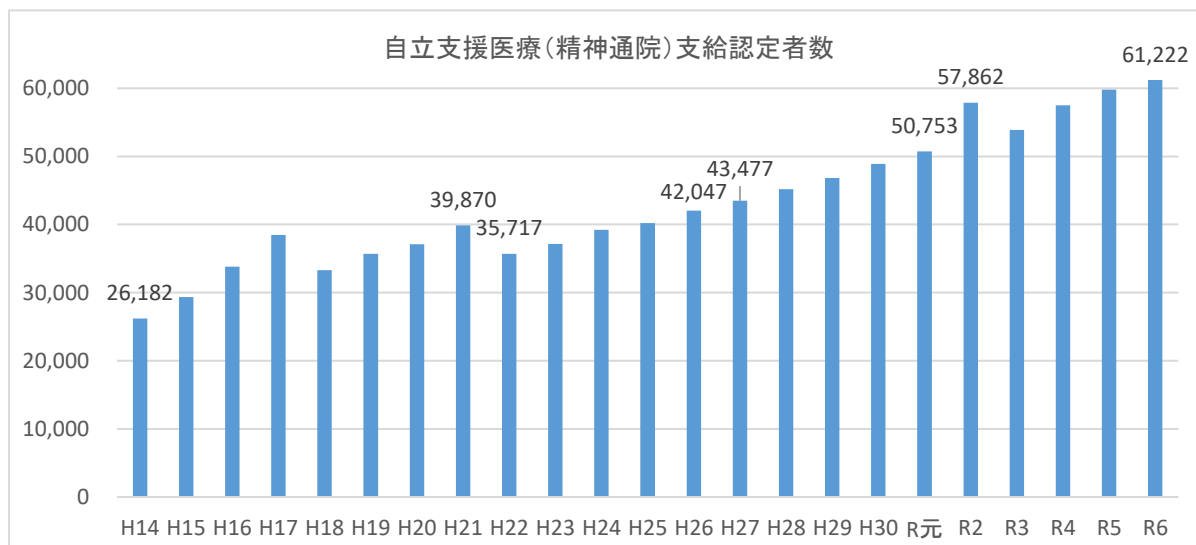
図4 自立支援医療（精神通院）支給認定者数（各年度末現在）

H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
26,182	29,370	33,817	38,455	33,304	35,675	37,094	39,870	35,717	37,149	39,210	40,221

※相模原市が政令市移行

H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	H22比	H26比
42,047	43,477	45,196	46,840	48,912	50,753	57,862	53,883	57,522	59,801	61,222	171.4%	145.6%

※R2年度に、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、更新期限の延長措置あり



自立支援医療についても、手帳と同様に、申請件数は年々増加しており、神奈川県（横浜市、川崎市及び相模原市を除く。以下同様）に居住している者で、自立支援受給者証の保持者は、令和 6 年度には 6 万人を超えた。相模原市が政令市移行した平成 22 年度の 4 万人強と比較すると 171.4%、10 年前の平成 26 年度比でも 145.6%と、手帳より伸びは低いものの、高い比率で増加し続けている。

イ 制度の複雑さ

自立支援医療は、国の制度であるが、実施主体は都道府県・政令市であるため、書式、登録できる薬局の数が各自治体によっても多少異なる。

さらに、自立支援医療の受給者が一定の所得以上でも対象となる制度の経過的特例が令和9年3月31日まで延長されるなど制度の改正も行われている。

ウ 今後の課題

自立支援医療についても、手帳と同じシステムを使用しているため、新システムへの円滑な意向は当面の大きな課題である。

また、手帳と同様、申請（受給者）の増加は当面続くと思われることから、迅速性さと正確さを担保しつつ、今後の申請増加に対応できる体制の構築・業務の効率化をどのように図っていくかが大きな課題である。